

～今さら聞けない？ まだ知らない??～

個人情報保護法 基本の“き” Stage.3

プライバシーの尊重が医療安全に影響する!?



前回までのハイライト

2017年5月30日、改正個人情報保護法が施行された。最低限守るべきルールは次の4つに分類される。

1. 個人情報の取得・利用
2. 個人データの安全管理措置
3. 個人データの第三者提供
4. 保有個人データの開示請求

医療機関においては、その性質上いくつかの例外事例があるが、そのような場合でも、内容について公表しておくことは必要。診療所など小規模事業所においても、最低限の安全管理措置の整備が求められる。

自院の「個人情報保護指針の整備」、ルール決めを行っておくことが有効。

医療機関等における情報はどれもセンシティブ

診療録、看護記録、処方せん、手術記録、検査結果、X-P等画像情報、紹介状、看護サマリー、調剤録、保険証、介護保険証、ケアプラン、介護サービス計画書、etc.



= これらはどれもセンシティブな情報を含んでいる =

氏名、住所、身長、体重、職業、家族環境、病名、検査値、治療内容、過去、経過、予後、意向、etc.



個人情報保護法は、「個人の権利・利益の保護」と「個人情報の有用性」とのバランスを図るために制定された法律

☞ 医療においては、この前段階にある“プライバシーの尊重”という視点が欠かせない

配慮していますか？ ふたつのP

個人情報保護法が制定されたことで、市民の（我々の）プライバシーに対する意識は高まっている。

一方で、ときに医療安全の面（患者確認をしっかりとすることや、名前を言ってもらうこと、食札の色を変えたりすることで事故を防ぐ工夫）からみると、プライバシーへの配慮と相反する事柄が事故を未然に防ぐ効果をもっているのも事実。しかしだからこそ、プライバシーに対する配慮は不可欠といえる。

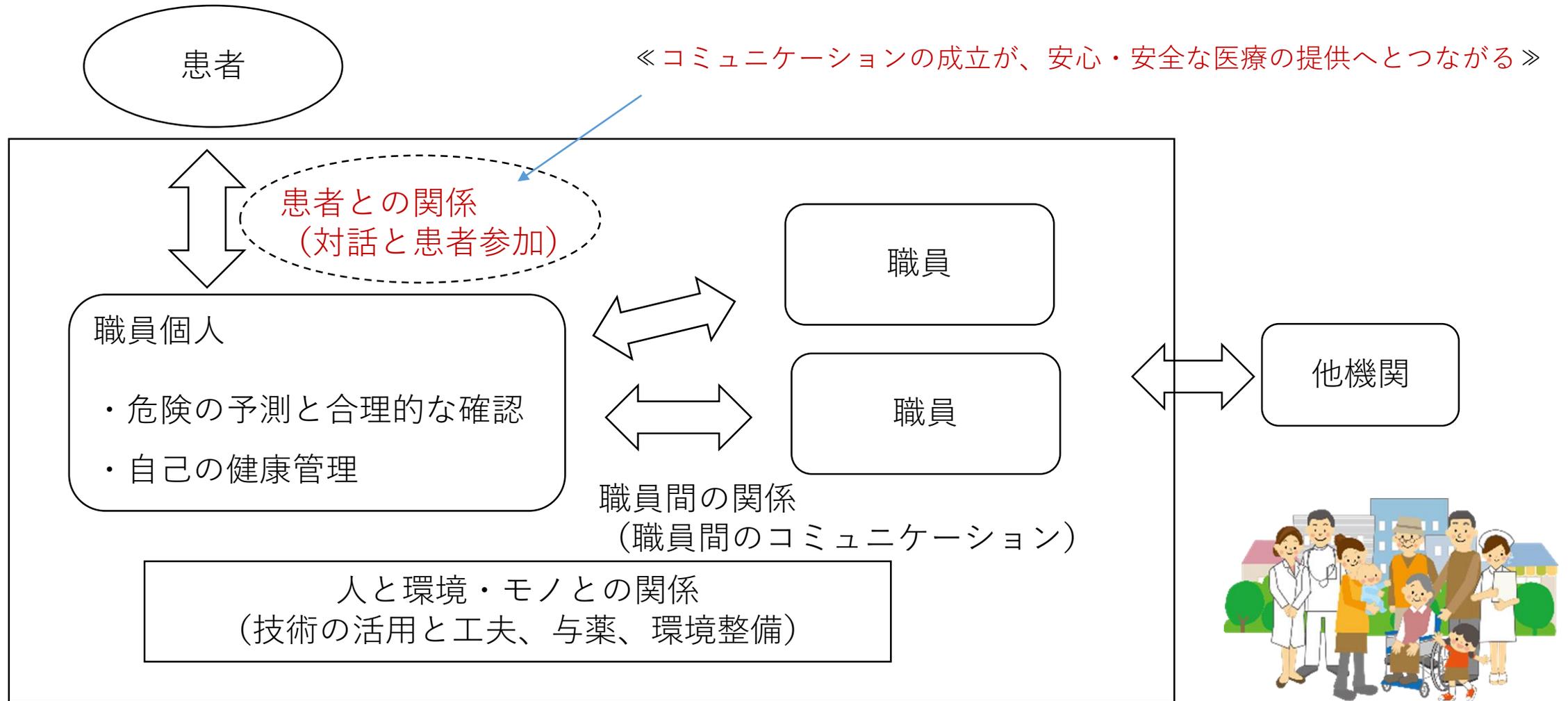
『プライバシー（P）が侵害された → プライド（P）が傷ついた → 不信感の醸成』

不信感の上で行われる医療は、危険が一杯！



医療安全の全体構成

参考：厚生労働省Webサイト
医療安全対策「安全な医療を提供するための10の要点」



こんなこと、うっかりやっていませんか？

◆ 待合室での予診

「別の患者さんがすぐ隣にいるのに、診察前に具体的な症状を言わされたり、問診表の内容を声に出して読まれた」

◆ 診察室に入ったら、前の人レントゲンのフィルムがそのままになっていた

◆ 検査の検体が目に見えるところに置かれていた

◆ 大部屋なのに、病名のことや今後のことなどを聞かれた

◆ 薬局のカウンターで、病名や症状についての説明を受けた

◆ 飲食店やタクシー車内で患者さんの話し、していませんか？

◆ SNSやブログなどで、個人が特定できるような内容を発信していませんか？

プライバシーに配慮した行動とは

【診察室・処置室で】

- ・音への配慮
- ・外部からの視線への配慮
- ・カルテや画面に対する配慮

【待合室で】

- ・予診時にはコーナーへ移るなど、少し場所を変えるだけでも…
(プライバシーに配慮しているという姿勢が伝わる)

【ステーションや病室で】

- ・外部からの視線への配慮 (カルテや検査結果等の置き方)
- ・カーテンを閉めて処置を行う



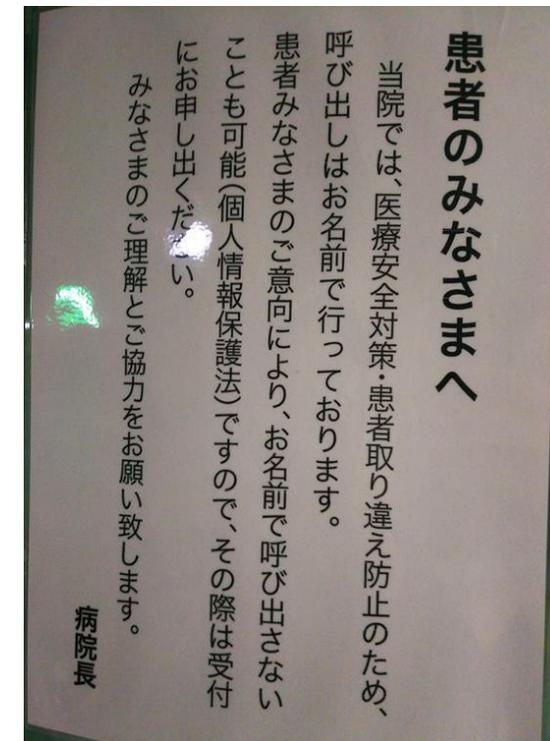
よくあるQ&A



Q.外来患者を氏名で呼び出したり、病室における入院患者の氏名を掲示したりする場合の留意点は何ですか。ナースステーション内における入院患者の氏名の掲示についてはどうですか。

A. 患者の氏名は個人情報に該当するため、患者からやめてほしい旨の要望があった場合には、誠実に対応する必要がある。一方で、患者氏名の呼び出しや掲示が、患者の取り違え防止や、入院患者にとっての自室の確認や、見舞いに来た人等の便宜に資する面もあり、これらについて、どのように受け止めるかは受け取る人によって様々である。

ナースステーション内の掲示についても基本的な考え方は同じであり、必要な氏名の掲示等が禁止されている訳ではないが、看護職員から見えやすく、通路からは見えにくい位置に掲示することが可能であれば、そうした配慮も必要。医療機関では、患者本人の希望も踏まえ、個人情報の保護も含めた適切な医療を行うという観点に立て、対応可能な方法をとることが求められる。



Q. 入院患者・入所者の知り合いと名乗る人が面会に見えた時、病室を教えることは問題となりませんか。

A. 入院患者・入所者から、面会者等の外部からの問い合わせへの回答をやめて欲しい旨の要望があった場合には、対応する必要がある。

こんなケースは—

◆ 入院患者・入所者からの特段の申し出がない場合で、その人が入院・入所していることを前提に面会に見えていることが確認できるとき。

→ 院内の案内として教えることは問題にならないと思われる。

◆ 入院・入所の有無を含めた問合せに答えることについて

→ 問題となる可能性がある。

少なくとも、職員によって対応が異なることがないよう、統一的な取り扱いを定めておくことが必要であり、予め、入院患者に対して面会の問い合わせに答えていいか確認しておくことが望ましい。

Q. 民間保険会社等から、医療機関に対して患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答にあたり本人の同意が得られていると判断してよいのでしょうか。

A. 個人データの第三者提供にあたっては、個人データを保有し、第三者提供を行う個人情報取扱業者である医療機関が、本人の同意を得る必要がある。このため、民間保険会社から照会があった際に、本人の「同意書」が確認できる場合であっても、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要がある。

何故か？ -

- 本人が、同意書に署名する際に提供して良いと考えていたものの、その後考えが変っている場合もあり得る。
- 医療機関が民間保険会社に第三者提供を行う際に、提供する個人データの範囲（いつからいつまでの時期の情報を提供するのか、診療録の要約等を作成するのか、検査結果のデータも提供するのかなど）や、どのような形態で提供するのかなどについて、具体的に説明し本人の意思を確認する必要があると考えられている。

Q. ホームページや機関誌に、行事などにおける利用者の写真を掲載する場合、本人の同意を得る必要はありますか。また、介護保険施設内に写真を展示する場合はどうでしょうか。

A. 写真についても、個人を識別できるものであれば、個人情報に該当する。したがって、ホームページや機関誌への掲載、施設内への展示等を通じ、当該写真を第三者の閲覧に供することに際しては、本人の同意を得る必要がある。



Q. 本人から病歴等の*要配慮個人情報を聞き取る場合、別途、その取得について本人の同意をとらなければならないのでしょうか

A. 要配慮個人情報を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がある。一方で、医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としており、医療機関は患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるように治療に取り組むためには、患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することが不可欠である。

→ 患者が医療機関の受付等で、問診表に患者自身の身体症状や病状などを記載し、保険証とともに受診を申し出るとは、患者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関に取得されることを前提にしていると考えられるため、書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、患者の当該行為をもって、本人の同意があったものと解される。

* 要配慮個人情報 = 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等

Q. 意識不明の患者が搬送された場合、付き添っていた家族から本人の病歴等を聞き取ることはできますか？

A. 急病、その他の事態が生じたときに、患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当するため、本人の病歴等を医師や看護師などの医療従事者が家族から聴取する場合などについては、本人の同意を得る必要はない（個人情報保護法第17条第2項第2号）。

なおこのよう場合、本人の意識が回復した後に、家族等から取得した情報の内容とその相手について本人に説明することが必要。



整理

- ◆ 個人情報保護が法律化された背景には、国際的なデータの流通が発展していくなかで、個人情報の取扱いに起因する「個人の権利」、「利益侵害に対する不安・懸念」を払拭するために整備された。
- ◆ 医療の世界をみると、すでに古代ギリシャの時代に「他人の生活についての秘密を守る」姿勢が示されていた。現在も、医療を取り巻く各法律においては「守秘義務」が規定され、患者のプライバシー保護に対する義務が課せられてきた。
- ◆ 個人情報保護法が制定されたことで、国民の「プライバシーに関する意識」は高まっている。患者との良好な関係を構築するためにも、まずはプライバシーの尊重に配慮することが有効。
- ◆ 「患者との良好な関係の構築」は、安全・安心な医療の提供へとつながることを認識する。

参考資料・文献

- 個人情報保護法ハンドブック 「個人情報保護委員会」
- 個人情報保護委員会Webサイト
<http://www.ppc.go.jp/>
- 病院管理の手引き 「東京都福祉保健局医療政策部医療安全課（平成27年3月発行版）」
- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）
- 横浜市健康福祉局 医療安全研修会（平成29年2月23日開催資料）

